②　財務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

ア　①の規定（法第24条第１項）により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

イ　５⑷①から③までの規定（法第18条第４項第１号から第３号まで）に該当する場合

なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときも、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。

⑵　保有個人データの開示【法第25条関係】

①　財務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

ア　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）

・　医療機関等が患者の病名等を開示することで患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合

イ　当該財務省関係事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（例）

・　企業秘密が明らかになるおそれがある場合

ウ　保有個人データを開示することが他の法令に違反することとなる場合

（例）

・　刑法第134条（秘密漏示罪）や電気通信事業法第４条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合

なお、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

②　他の法令の規定により、本人に対し①の規定の本文（法第25条第１項本文）に定める方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされる場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、①の規定（法第25条第１項）は、適用しない。

（例）

・　タクシー業務適正化特別措置法第19条に規定する登録実施機関が、同法第12条及び第19条の規定に基づき、登録運転者に係る原簿の謄本の交付又は閲覧を行う場合

⑶　保有個人データの訂正等【法第26条関係】

①　財務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

②　財務省関係事業者は、①の規定（法第26条第１項）に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等の内容を含む。）を通知しなければならない。また、利用目的から見て訂正等が必要でない場合や、本人からの誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等に応じる必要はないが、そういった場合を含め、訂正等を行わない旨の決定をしたときも、同様とする。

⑷　保有個人データの利用停止等【法第27条関係】

①　財務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが４⑶から⑸までの規定（法第16条）に違反して取り扱われている（同意のない目的外利用）という理由又は５⑴の規定（法第17条）に違反して取得されたものである（不正の手段による個人情報の取得）という理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

②　財務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが７⑴及び⑵の規定（法第23条第１項）に違反して第三者に提供されている（同意のない第三者提供等）という理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

③　財務省関係事業者は、①及び②の規定（法第27条第１項及び第２項）に規定する求めに対し、保有個人データの全部又は一部について、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

⑸　理由の説明【法第28条関係】

財務省関係事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め（⑴②の規定（法第24条第３項）参照）、開示の求め（⑵①の規定（法第25条第２項）参照）、訂正等の求め（⑶①及び②の規定（法第26条第２項）参照）、利用停止等の求め又は第三者提供の停止の求め（⑷①から③までの規定（法第27条第３項）参照）に対し、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。

⑹　開示等の求めに応じる手続【法第29条関係】

①　財務省関係事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め（⑴②の規定（法第24条第２項）参照）、開示の求め（⑵①の規定（法第25条第１項）参照）、訂正等の求め（⑶①の規定（法第26条第１項）参照）、利用停止等の求め（⑷①の規定（法第27条第１項）参照）又は第三者提供の停止の求め（⑷②の規定（法第27条第２項）参照。以下これらの求めを総称して単に「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法として次に掲げる事項を定めることができ、定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかなければならない。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

ア　開示等の求めの申出先

（例）

・　担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号、受付ＦＡＸ番号

イ　開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

ウ　開示等の求めをする者が本人又は代理人（未成年者若しくは成年被後見人の場合はその法定代理人、又は開示等の求めをすることにつき本人が委任した者がいる場合はその受任者）であることの確認の方法

エ　保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示について手数料を徴収する場合は、その徴収方法

②　財務省関係事業者は、本人に対し、開示等の求めに対応するため、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、財務省関係事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。